

【提出締切日 2024年1月24日(水)】

地域担当理事経由

日本代協事務局 行(担当:金澤)

E-mail: daikyo@nihondaikyo.or.jp

提出日 2024年1月24日

## 金融庁への質問事項 事前報告書

代協名	大阪代協			
質問者	役職	会長	氏名	新谷 香代子
テーマ	火災保険募集時における不公平な環境の問題			
内容	<p>保険会社は、火災保険のリザルト悪化に伴い、築年数が経過した物件の引受を規制する方向に進んでいます。この動きは、プロテクションギャップの懸念は生じますが、既存のお客様をお守りするためでもあり、ある程度やむを得ない事と理解しています。</p> <p>このような状況を踏まえ、代理店としては、引受規制の無い新築物件の獲得が、顧客の維持、収益確保のために重要な取組みとなっています。</p> <p>しかしながら、新築物件が競合する代理店チャネルの間で不公平な募集が行われていて、プロ代理店等一般の代理店が泣き寝入りせざるを得ない状況が生じています。</p> <p>銀行窓販における債務者団体割引や、ハウスメーカーにおけるビルダー割引等が存在し、当該チャネルが提示する保険料は、プロ代理店等一般の代理店が算出する保険料よりも、長期契約ともなると各段に安価な保険料で契約することが可能です。</p> <p>リスク的に見て、その割引に合理性があるとは思えません。また、銀行や、ハウスメーカーには高い手数料ポイントを付与していると思われる、募集コストの面からみても経済合理性がどれほどあるかは疑問です。</p> <p>背景には、BM問題と同様に保険会社の数字至上主義の一端があり、本業に伴う大きな数字を持つ代理店へ忖度があるのではないのでしょうか。</p> <p>我々プロ代理店が、お客様から「なぜ銀行やハウスメーカーと同じ保険料が出せないのか？」と問われ、答えに窮するような業界のあり方はおかしいと思います。</p> <p>金融庁としてのお考えをお聞かせ下さい。</p>			

注:1 テーマにつき、1 報告書をご提出ください。

【提出締切日 2024年1月24日(水)】

地域担当理事経由

日本代協事務局 行 (担当: 金澤)

E-mail: daikyo@nihondaikyo.or.jp

提出日 2024年1月24日

## 金融庁への質問事項 事前報告書

代協名	大阪代協			
質問者	役 職	会 長	氏 名	新谷 香代子
テーマ	ペーパーレス化を阻害する金融機関の問題			
内容	<p>ITを活用し、環境負荷の削減を図るためペーパーレス化を推進する必要があることは重々承知しています。しかし、この流れを妨げる原因が、金融機関の中に存在しています。</p> <p>ここで取り上げるのは、口座振替をペーパーレスで設定する取組みです（以降口座振ペーパーレス）。口座振ペーパーレスは、保険会社も強く推奨し、お客様や代理店にとっても、不備削減、契約保守の観点からとても優れた制度だと考えます。お客様に Web で金融機関にアクセスしていただき、銀行印を使用せず本人確認を行う仕組みであり、印鑑相違が発生せず口座振替設定ロードが大幅に削減されます。</p> <p>しかし、口座振ペーパーレスにおける、各金融機関の本人確認方法がバラバラであり、口座設定を断念せざるを得ないケースがかなりの頻度で生じています。</p> <p>例として、その場で直近の口座残高の記入を求める（毎日記帳しているわけではない）、口座開設時に登録した電話番号への着信で本人確認を行う（転居で番号が変わっている人や、固定電話を廃止する人が多い）、等があります。</p> <p>特殊詐欺等の犯罪による被害は防ぐ必要がありますが、設定先が保険会社であり一定の要件を満たす場合は、本人確認ルールが標準化されてしかるべきと考えます。</p> <p>国としても、ペーパーレス化を推進されるお立場と拝察いたしますが、本件についてどのようにお考えでしょうか。</p>			

注：1テーマにつき、1報告書をご提出ください。

【提出締切日 2024年1月24日(水)】

地域担当理事経由

日本代協事務局 行 (担当: 金澤)

E-mail: daikyo@nihondaikyo.or.jp

提出日 2024年1月24日

## 金融庁への質問事項 事前報告書

代協名	大阪代協			
質問者	役 職	会 長	氏 名	新谷 香代子
テーマ	代理店の賠償資力確保の必要性			
内容	<p>大阪代協では、昨年末に保険会社4社と意見交換を行い、掲題テーマを論議項目の1つとしました。その際に感じたことは、各社それぞれ濃淡はあるものの、おしなべてこの点に無関心であることに驚きを隠せませんでした。</p> <p>お客様の視点に立てば、賠償資力の乏しい代理店で保険に加入するのは非常に危険な選択です。保険業法上では保険会社が責任を負うと規定されていますが、保険会社が無責の場合や、免責を主張するような事案では、お客様は代理店に直接賠償を求めなければなりません。</p> <p>代理店の募集に起因して生じたお客様の損害を、保険会社が支払った場合は、代理店へ応分の求償を行うこととなりますが、各保険会社からは、求償はしていない、具体的な求償事例は承知していない、という回答でした。</p> <p>一方で、日本代協が契約者となって団体募集を行っている、代理店賠償責任保険日本代協新プランでは、年間150件ほどの事故報告があり約50件の支払が生じています。実態と保険会社の認識に大きなギャップがあると感じました。</p> <p>保険業法改正により、我々代理店は一金融事業者と位置付けられ、体制整備に取り組む義務があります。保険代理店の賠償資力の確保は、お客様にご迷惑をお掛けしないために、重要な体制整備項目の一つと考えますが、金融庁のご見解はいかがでしょうか。</p>			

注：1テーマにつき、1報告書をご提出ください。

【提出締切日 2024年1月24日(水)】

地域担当理事経由

日本代協事務局 行 (担当: 金澤)

E-mail: daikyo@nihondaikyo.or.jp

提出日 2024年1月24日

## 金融庁への質問事項 事前報告書

代協名	大阪代協			
質問者	役 職	会 長	氏 名	新谷 香代子
テーマ	保険会社4社との意見交換会実施報告			
内容	<p>大阪代協では、昨年11月、12月に保険会社4社と「顧客本位の業務運営を推し進める、手数料ポイント制度のあり方」をテーマに意見交換を行いましたので概要について報告申し上げます。</p> <p><b>1. 実施保険会社 (各社と個別に2時間、計8時間実施)</b></p> <p>◆11/27 損害保険ジャパン社、東京海上日動社  ◆12/7 三井住友海上社、あいおいニッセイ同和損保社</p> <p><b>2. 参加者について</b></p> <p>◆ (保険会社) 各社本店の営業企画部門から参加  ※損害保険ジャパン社は、当時検査中のため本店参加なし</p> <p>◆ (代協) 会長、副会長他、事務局の9名で対応  ※東京海上日動社時は、委託有理事5名もオブザーブ参加</p> <p><b>3. 開催に至る経緯と論議内容</b></p> <p>◆大阪代協は、「お客様品質」をテーマとした会員アンケートの結果に基づき、保険業界に向けて「7つの提言」を発信した。</p> <p>◆さらに、冒頭の4社へ意見交換を打診したところ、快諾を得て実施に至った。各社とはこの7項目について意見交換を行った。</p> <p><b>4. 所感</b></p> <p>◆代協側参加者は直接お客様に接する立場にあり、現場の実態を伝える絶好の機会となった。双方にとって良い意見交換ができた。</p> <p>◆営業企画部門において、現場の実態把握が十分とは言えず、保険会社はさらに代理店の声を収集・分析する必要性があると感じた。</p> <p>◆顧客本位の認識について、本店中枢と営業現場の認識に温度差があると感じた (社内評価基準が数字である以上やむを得ない事か)。</p>			